令和元年5月17日 第12092号

11 11174	' - '	•																			 /	•
	弘	0		0	0	生	0	0	0	0	0	の	0	0		$\sigma$	0	0			ls.	<b>F</b> Ì
【公安委員会】(県例規集登載)	改正する規則	教育職員の免許状に関する規則の一部	【教育委員会】	IJ	一般競争入札の実施	完了	公共施設に係る開発行為に関する工事	11	II	11	11	の完了	開発許可を受けた開発行為に関する工	令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施	【公告】	の更新	精神通院医療を担当する医療機関の指	定施	【告示】	目次		Ų
		を教育委員会		"	警察本部		<i>"</i>	IJ	"	"	"		事建築指導	医薬安全			定健康推進	境 管		担当課	多名	<u>6</u>
		会			会計課								課	工課			起課	理課		(室)	3	3
																					〇 警備業法に基づく講習	目次
																					生活安全企画課	担当課(室)

## ◎岡山県告示第二百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 項の 規定によ

申請のあった特定施設の設置 の許可申請 のとおりである。

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての 調査の結果に基づ

令和元年五月十七日

申請の概要

(1) 申請者の氏名

又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 殊 サッポロビール株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

会 名 代表取締役 髙島 英也

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 赤磐市東軽部1556

松

叮

ル株式会社岡山ワイナリ

#### (3) 特定施設に関する事項

区							分	新	設		廃	止	
種							類	10-ニ 飲料製造業 るろ過施設	の用に供す (7)	同左			
能							力	1,800 L / 問	宇	同左			
工 事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に	1			
工 事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手後	直ちに	-			
使 用	開	始	予	定	年	月	日	工事完成後	直ちに	_			
使用時でに要の概要								8時30分~ 7時間30分 9~11月運		同左			
使用時 当該特			Þ	<u> </u>		分		通常	最 大	通	常	最	大
おりまする。	される	汚	水	量	( m³ /	日)		3	3				
の通常	の値及	び	р	Н				5~7	$5\sim7$				
最大の 当該汚 常の量	水等の	通	ВС	D (	(mg/	L)		2,000	3,000				
の量	及い取		CC	D (	(mg/	L)		1,000	1, 500				
			S	S	(mg/	L)		200	200	同左			
			油	分	(mg/	L)		2	2				
			Т-	- N	(mg/	L)		50	50				
			T -	- P	(mg/	L)		10	10				
			大朋	易菌群	数 (	個/	em³)	3,000	3,000				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

- (5) 排水口に関する事項 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
  - (1) 期 間 令和元年5月17日から同年6月7日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

#### 岡山県公報 第12092号 令和元年5月17日

## ◎岡山県告示第二百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和元年五月十七日

指定を更新した医療機関

名

独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビ

リテーションセンター

所 在

加賀郡吉備中央町吉川七五一一

更新年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十一年四月一日

規定に よる令和 毒物及び 元年度毒物 劇物取締法 劇物取扱者試験を次 (昭和二十五年法律第三百三号) 0 とおり 実施する 第八条第一 項第三号の

和元年五月十

Щ 知 原 木 太

令和元年十 月二十六日 (火曜 午 後 時三十分か ら午後三時三十分まで

## 山市北区

4 町二丁目一番三号

山県総合 ラウンド -体育館 (i) ップ ア ナ

## 試験科目

試験は、 次 0 事項に 9 て行 う。

毒物及び 劇物に する法規

#### 2 基礎化学

3 行規則 毒物劇物取扱者試 毒物及び 別及び取扱方法 (昭和二十六年厚生省令第四号) 劇物 (農業用品 験にあ (同令第七条第三項に規定する実地試 0 目毒物劇物取扱者試験に は同令別表第二に掲げる劇物に限 別表第 に掲げ 0 験を含む。) る毒物及び ては毒物及び劇物取 劇物、  $\mathcal{O}$ 特定品

### 兀 受験申請書類

という。) 則第七十二号)第六条の規定により、 試験を受けようとする者は、 1センチ 通 (出願 前六月以 0) 写真を受験願書の 内に撮影し 毒物及び 毒物劇物取扱者試験受験願書 劇物取締法施行細 た脱帽、 写真欄に貼り付けること。) 正 画 上半身、 則 昭昭 和 縦六セ 以下 -七年岡 を提出 ンチ Щ

### 五. 受験願書受付期

令和元年八月十 とする。 同 日 付 九日 け ただ  $\mathcal{O}$ 消印 (月曜日) 又は 通 信 に住所地を有する者で郵便 ら同月三十日 付 印 が あ るも (金曜日) のまで受け付 又は まで ける 信書便に (土曜 日 及び

#### 六 注意事項

て納付すること。 受験手数料とし て 万七 百二十円相 収 紙 を受験願書に

- 2 ジ 受験願書は、 「保健所」 (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/) いう。) 山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所 で配付する。 なお、 県保健福祉部 からダウン 口 医薬安全課 (支所を除く。 ドすることもで ホ
- 3 書便による場合は 受験願書は、 なお、 県外に 住所地 住所地を有する者は、 を管轄する保健所 簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により 次の場所へ 提出すること。 直接提出することとし、 、送付すること。

郵便番号七○○−八五七○

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

受験者は、

試験当日に受験票を携行すること。

既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

- 受験の際にその障害の状態に応じ 視覚、 ては、受験願書を提出するまでに 音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するもの て必要な措置を講ずることがある。 山県保健福祉部医薬安全課に申 出た場合は
- 公示板及び保 合格者の受験番号は、 は 健所にお 令和元年十二月二十四 1 て発表する。 日 (火曜日) 午前十時 に岡 山
- 3 合格者には、合格証を交付する。
- は 保健所又は 山県保健福祉 部医薬安全課 合わせること。

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

伊 原 木 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

字北畑八五六

許可を受けた者の所在地、

名称及び代表者の氏名

瀬戸内市邑久町 田庄字下中田八四五一 八五二一 字十五代 兀

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇

内市長

許可番号

岡山県指令建指第五〇号

五 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

原

木

太

総社市宿字スシカイ三〇八一七 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿三〇八

岡山県指令建指第三八三号

乙 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の

原

木

太

都窪郡早島町前潟字久々原九一三一

許可を受けた者の住所及び氏名

郡早島町前潟九一三

許可番号

岡山県指令建指第三九五号

発 許可 七 を受けた開発行為に関する工事が完了した。 の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

令和元年五月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

〇七、 七地先水路、 五. ○九−二地先まで水路、 二、二五二七、 四地先まで道 二五〇八、 三五. 町早島字城山二五〇三、 二五〇九丨 三五三〇一 〇七地先から二五一〇 二五〇九一 五五三一 二五〇九一二、 三五〇四、 地先から二五 地先まで道、 三五 五五 二五三四 五三 〇 九  $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 〇 五. 四 五五. 二地先まで水路、 五五 五〇五 地先から二五三四

一 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

〖山市北区新屋敷町一丁目一○−二

有限会社 昌和産業

代表取締役 吉田 政義

岡山県指令建指第一三六号

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年五月十七日

伊原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市新本字有安七九三〇-一、 七九三一 七九三三一二

総社市新本七九三一

許可を受けた者の住所及び氏名

年屋 までご

計百 番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第八号

#### 岡山県公報 第12092号 令和元年5月17日

る開発許可 和元年五月十七 九 を受けた開発行為に関する工事のうち、 の者に係る都市計画法 ( 昭 和 四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事 が完了した。

原

域又は工区に含まれる地域  $\hat{\mathcal{O}}$ 

〇七、 七 五. 地先水路、 ○九−二地先まで水路、 四地先まで道 二、二五二七、 二五〇八、 五五 町早島字城山二五〇三、 二五〇九 〇七地先から二五一〇 三五三〇一 三五. 立し九ー 五三二 二五〇九 二五〇四、 地先から二五〇九 地先まで道、 三五 五五 二五三四 五三三 〇 五 Ó 四 五五. 二地先まで水路、 五五 五〇五 地先から二五三四  $\overline{\bigcirc}$ 

公共施設の種類

水道、 水

三

位置及び区域

発登録簿記載  $\mathcal{O}$ お り (開 発登録簿 県土木部 部市局 お

覧に供する。)

許可を受けた者 0 所 地、 名称及び 代表者

山市北区新屋敷町

目

有限会社

五.

県指令建指第一三六号

札を実施する。 九 0 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 て 次のとお ŋ 般競争入

令和元年五月十七

[県知事 木

太

## 調達内容

岡山県総合捜査情報シ

(2)

入札説明書及び岡山県総合捜査情報シ K ム開発業務委託仕様書に

(3) 契約締結

 $Q_{\lambda}$ ⟨E 恠  $\aleph$  $\omega$ 圧

(4)

入札説明書に

(5)

金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する 方消費税に係る課税事業者 切り捨て 落札決定に当た ものとする。) J ては、 (当該金額に1円未満の端数があ であるか免税事業者 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8 て落札価格とする であるかを問わず, 9000 N 入札者は

 $\sim$ 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者

- 請手続等。 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 示第26号 定が適用される契約に係る 令和元年度に県が発注する情報通信サ . (\ (情報通信サ 「資格告示」 ビスの調達契約に係る競争入札の参加資格, 競争入札に参加する者に必要な資格 という。) に定め ビスの調達契約であっ  $\mathcal{O}$ 資格をいう。) (平成7年政令第372号) (平成31年岡山県告
- 2 地方自 治法施行 ⟨Ŀ (昭和22年政令第16号) 第167条の 徭  $\sim$ 項の規定に
- (3)この公告の目か J 落札者が決定する たの間において, 岡山県役務の提供の契

参加の停止の措置を受けている者でないこ 約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号) の規定に

- の提供の契約に係る の公告の日から落札者が決定する日 入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている までの間において, 岡山県から岡山県役務
- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 なされている者 (平成11年法律第225号) に基づく (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 再生手続開始の申立てがな 更生手続開始の申立てが
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望する者 Ì  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

·700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話(086)226-7264(直通)

(2) 申請書の提出期限

令和元年6月24日(月) 午後4時

- 4 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和元年5 (平成元年岡山県条例第2 (金) から同年6月24日 中 1項に規定する県の休日を除く。) <u>用</u> H Ş (岡山県の休日を定める

- イ 交付方法
- (1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 注意する る交付を希望する場合は, 縦297 IJ 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミ トル, ° 重さ260グ

(3) 入札書の受領期限

令和元年6月26日(水) 午後4日

(4) 開札の日時及び場所

令和元年6月27日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下1階)

5 その何

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 号) 第131条及び第133条の規定に

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

入札説明書に示す書類を作成し, -般競争入札に参加を希望する者は, 令和元年6 入札書を受領期限ま 月24日 用) 午後4時ま でに掘出す 3  $\mathcal{O}$ 

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求めら

(5) 入札の無効

に係る入札書は, を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無效とする 入札者に求められる

(6) 契約書作成の要否

瞅

(7) 落札者の決定方法

で最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定に て有効な入札を行った者を落札者とする。 より決定された予定価格の制限の範囲内

(8) その何

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary
- (1) Name and quantity of the service to be procured

Development of Okayama Prefecture Information System for

Criminal Investigation 1 Set

(2) Contract period

contract conclusion, through March 31,

(3) Fulfillment place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender

::00 P.M. 26 June, 2019

(5) Contact point for the notice :

Finance Okayama Prefectural Police Headquarters

 $\sim$ Uchisange, -ku, 0kayama shi, 0kayama-ken, 700 - 8512

Japan

Telephone :086-234-0110, Ext. 2216

札を実施する。 九 府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 て 次 のとおり 般競争入

令和元年五月十七日

岡山県知事伊原木隆

太

## 1 調准內谷

1) 借入件名及び数量

警察電話用ファクシミリ 229元

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び借入仕様書(以下「仕様書」とい

ن °

(4) 借入場所

2月

日から

仁

压

31 H

(3)

借入期間

借入場所

(5) 入札方法

入札説明書に

 $\mathcal{N}$ 

問わず,見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する 該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ 物件を5年間借り受けるものと 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを その端数金額を切り捨てるものとする。) 切の諸経費を含めた額とし, 全ての借入物件の本体価格のほか, なお、 落札決定に当たっ して算定した  $\subseteq$ 耳 ては, 入札書に記載された金額に 当たりの単価 ス料総額の60分の1 輸送費及び仕様書に記載す て落札価格とするので (本件借入れに係 に相当

2 競争人札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であっ る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 定役務の調達手続の特例を定める政令 「資格告示」 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) (平成7年政令第372号) (平成31年岡山県告示第30号 て地方公共団体の物品等又は特 資格審査の申請手続等。

- 契約に係る 地方自治法施行令 この公告の日から落札者が決定する日 ( ) 般競争入札 (昭和22年政令第16号) (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 での間において, 第167条の4第2項の規定に該当 物品の売買,
- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する 一般競争入札 (条件付) 参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を での間において, 物品の売買,

の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ

- (5) 民事再生法 いる者又は会社更生法 なされている者 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなさ (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 更生手続開始の申立
- (6) 納入する機器について, 岡山県警察本部警務部装備課長の確認を受けた者であ
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 般競争入札への参加を希望する Ì  $\sim$ (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先,提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和元年6月24日(月) 午後4時

## 4 入札書の提出場所等

入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

旬川県警察本部警務部会計課契約担

**탑話(086)234-0110 内線2216** 

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

## ア 交付期間

令和元年 (平成元年岡山県条例第2 ŋ 月17日 (金) から同年6月24日 争 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 用) S (岡山県の休日 を定める

## 1 父付为法

(1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297  $\subseteq$ 交付に必要な期間を十分に考慮し (1)の場所に請求する  $_{\circ}^{\circ}$ 

(3) 入札書の受領期限

令和元年7月3日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

和元年7月4日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

### 5 その街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

※相目川岡

(2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

入札説明書に示す書類を作成し, ・般競争入札に参加を希望する者は, 令和元年6 入札書を受領期限ま 耳 24 H (用) 午後4 でに掘出す 17  $\omega$ 

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

それに応じなければならない。 契約担当者から提出し た書類等に関し説明を求めら

(5) 入札の無效

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる

に係る入札書は, を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 熊柲とする。

(6) 契約書作成の要否

瞅

(7) 落札者の決定方法

最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は, 入札説明書による

6 Summary

1) Name and quantity of the products to be Facsimile 229 set

leased

(2) Lease period

om 1 February, 2020 through 31 January, 202

(3) Delivery place:

Specified in the bid explanation for

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 3 July, 2019

(5) Contact point for the notice:

Finance Okayama Prefectural Police Headquarters

Uchisange, Kita— -ku, 0kayama -shi, 0kayama-ken, 700 - 8512

Japan

Telephone: 086-234-0110, Ext. 2216

## ◎岡山県教育委員会規則第六号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月十七日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

岡

山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則(昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表の次に次の一表を加える。

免許法施行規則第十八条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

				三三	二種免許状	;
				111	専修免許状	輸別支援学校教
域に関する科目 域に関する科 免許状に定められることとな	目りを授教育領域に関する科		する科目特別支援教育の基礎理論に関			
する科目	特別支援教育に関する科目	特別支援:				
修得することを必要とする科目及び単位数	ることを	修得する		在職年数	光許状の種類	受けようとする免許状の種類

#### 備考

- 最低修得単位数の欄については、特別支援教育に関する科目の欄に掲げる各科目の単位を含めて、当該欄に掲げる単位を修得するものとする。
- びに心身に障害のある幼児、 特別支援教育の基礎理論に関する科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並 児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項のうち一以上の事項を含めて修得するものとする。
- に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目を含めて修得するものとする。 特別支援教育領域をいう。)について、それぞれ当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、 特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域 生理及び病理に関する科目並びに当該領域に関する心身 (授与を受けようとする免許状に定められることとなる
- 兀 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の修得方法は、視覚障害者、 聴覚障害者、 知的障害者、 肢体不自由者及び病弱者に関する教育

する事項以外のすべての事項を含むものとする。

附即

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第二の六の表の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関

# ◎岡山県公安委員会告示第六十九号

業法 四十七年法律第百十七号。 以下 法 という。) 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指 導教育責任者講習を次のとおり実施する

令和元年五月十七日

岡山県公安委員へ

## 一警備業務の区分等

		三日間	
岡山商工会議所	分まで		
目一番一五号	時三	(火曜日) から同月 .	
再吊河区沿井巨国	時		施設警備業務
場	時間	期日	警備業務の区分

## 一 講習対象者

いう。 定する警備員指導教育責任者講習修了証 備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 る講習等に関する規則 当該警備業務の の交付を受けている者であって、 区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号) 明書 次の各号の 以下 「指導教育責任者資格者証等」 れか に該当するも 第七条第一

- 以上である者 最近五年間 に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年
- 2 ものに限る。) 「検定規則」 警備員等の検定等に関する規則 の交付を受けてい に係る法第二十三条第四 · る者 第四条に規定する一 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 項  $\mathcal{O}$ 合格証 級の検定 明書 (当該警備業務の 以下 「合格証 明書」 区分に係る
- に係る合格証明書の交付を受けてい た後、 検定規則第四条に規定する二級 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して  $\mathcal{O}$ 検定(当該警備業務の区分に係るも る警備員であって、 当該合格証明 書の交付を受  $\mathcal{O}$ に限る。)
- 規定する一 検定規則 年国家公安委員会規則第五号。 附則第三条の規定による廃止前 検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) 以下 「旧検定規則」 警備員等の 検定に関する規則 に合格した者 第一条第二項に

5 当該警備業務の .限る。) 旧検定規則第一 区分に係る警備業務に従事し 条第二項に規定する二級 た警備員であ て、 当該検定に合格 0 検定 てい (当該警備業務 0 区 一分に係 て 年以上 るも

## 三 受講手続

- 1 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2)込前六箇月以内に撮影し (縦の長さ三センチメ た無帽、 正 画 上三分身、 横の長さ二・ 0 兀 セ ンチ ル
- (3)の写し 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げ 当該警備業務の 区分以外の警備業務の 区分に係る指導教育責任者資格者証 る書類
- イ 次の区分のうち該当するものに係る書類
- お該警備業務の区分に 二1に該当する者

二2に該当する者 警備業務の 作成に係る書面 区 一分に 以下 係る警備業務に 「警備業務従事証 従事し 明書」 て たことを証明する警備業 とい . ئ ش 及 び

検定規則第四条に規定する 二2に該当する者

に係る合格証明書の写 級  $\mathcal{O}$ 検定 (当該警備業務 0 区分に係るも

の 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定 に係る合格証 明書の写し及び警備業務従事証 (当該警備業務の 区 分に係る Ē  $\mathcal{O}$ 

エ 二4に該当する者

旧検定規則第 0) に限る。) 一条第二項に規定する に係る合格証 の写 級 の検定 (当該警備業務の 区 一分に

オ 二5に該当する者

検定規則第 一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務の

0) に限る。) に係る合格 証 の写し及び警備業務従事証

### 4 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2)県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、 受け付けない

3

令和元年六月十七 (月曜日) から同月二十一 (金曜日) までの午前

分から午後五時まで

兀

受講手数料

二万三千円

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

なお、 受講手数料は、 納付後は返還しない

五.

受講定員

十五人。 ただし、 込順に受け付け、 受講定員に達したときは、

も受付を締め切る。

六

講習の委託

この講習は、

般社団法人岡山県警備業協会

(岡山市北区内山下二丁目

七

に委託して行う。

受講者は、 筆記用具を持参すること。

講習終了後は、 筆記の方法により修了考査を実施する。